

定期報告の作成と提出のお願い

青森県

1 定期報告の目的と利用の範囲

全ての家畜の飼養者は、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、飼養頭羽数及び衛生管理の状況について、年1回、県に報告しなければなりません。

別紙の「定期報告書」の様式に、**令和5年2月1日現在**の飼養頭羽数及び衛生管理の状況を記載し、提出をお願いします。

記載方法についてのお問い合わせは、最寄りの家畜保健衛生所をお願いします。

また、皆様から報告いただいた内容については、下記のとおり利用しますので、御了承ください。

【利用の範囲】

- ① 家畜の飼養管理指導の参考とします。
- ② 家畜防疫及び畜産振興を目的として、国、市町村、県の畜産担当部署間で情報の共有を行います。（畜産担当部署以外に個人情報提供されることはありません）
- ③ 家畜の飼養頭羽数等については、市町村ごとに集計を行いますが、集計結果については、農業畜産関係団体に対し、個人の飼養状況が確認できないよう処理した上で、提供する場合があります。
※黒毛和種繁殖農家の氏名、住所、繁殖雌牛の飼養頭数の情報については、県基幹種雄牛の凍結精液を適正に配分するため、供給計画を作成する全国農業協同組合連合会青森県本部に提供します。

2 定期報告書提出期日

市町村又は各家畜保健衛生所にお問合せください。

3 記載に当たっての注意事項

本報告書は、農場ごとに、家畜の飼養者が作成し提出してください。なお、家畜の飼養者以外に飼養衛生管理者がいる場合は、その者に作成させることができます。

(1) 基本情報

- ・法人の場合は、氏名の欄にその名称及び代表者の氏名を記載してください。
- ・複数の畜舎を所有する場合は、畜舎の所在地ごとに記載してください。
- ・家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者になる場合は「飼養衛生管理者の氏名」欄に同上と記載してください。なお、この場合、飼養衛生管理者の住所及び連絡先の記載は不要とします。
- ・飼養衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者の情報を記載してください。

(2) 家畜飼養頭羽数等

- ・畜種ごとに該当する様式に記載してください。
※畜種：「肉用牛」、「乳用牛」、「豚・いのしし」、「馬」、「めん羊・山羊・鹿」
「鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥・だちょう」
- ・令和5年2月1日時点において、直前に家畜の出荷や移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点の数値（常時飼養頭羽数）を記載してください。

(3) 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況

- ・畜種ごとに該当する様式に記載してください。
- ・小規模飼養者は、(3)及び(4)の提出は不要です。
※小規模飼養者：牛・水牛・馬：1頭
鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし：6頭未満
鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥：100羽未満
だちょう：10羽未満

(4) 添付書類

記載例に基づき記載してください。

定期報告書

令和 年 月 日

都道府県知事 殿

農場名	:		
住所	:		
電子メール	:		
(電話番号)	:	-	-
(FAX)	:	-	-

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名	
家畜の所有者の住所	郵便番号 -
家畜の所有者の連絡先	電子Mail :
	携帯電話番号 :
	(電話番号 :)
	(FAX :)
飼養衛生管理者の氏名	
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 -
飼養衛生管理者の連絡先	電子Mail :
	携帯電話番号 :
	(電話番号 :)
	(FAX :)
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号 -

家畜の種類 及び頭羽数	乳用雌牛	成牛	育成牛	子牛			
		頭	頭	頭			
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 を除く。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛		
		頭	頭	頭	頭		
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 に限る。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛		
		頭	頭	頭	頭		
	肉用繁殖牛	成牛(雄)	成牛(雌)	育成牛	子牛		
頭		頭	頭	頭			
豚	繁殖豚			肥育豚 (子豚を除く。)	子豚		
	雄豚	母豚	育成豚				
	頭	頭	頭	頭	頭		
鶏	採卵鶏		肉用鶏				
	成鶏	育成鶏					
	羽	羽	羽				
馬その他	馬	(その他)	(その他)	(その他)	(その他)		
	頭	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)		
畜舎等の数	畜舎	ふ卵舎					
	舎	舎					

- 注意
- 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合にあっては、当該管理者。以下この1において同じ。）が作成し、提出すること。なお、作成に当たって、所有者以外の者が家畜伝染病予防法第12条の3の2の飼養衛生管理者である場合にあっては、当該飼養衛生管理者に作成させることができる。
 - 2 家畜の所有者は、「家畜の所有者の氏名」欄、「家畜の所有者の住所」欄及び「家畜の所有者の連絡先」欄を記載すること。ただし、家畜の所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合、もしくは法人の場合にあっては、家畜の所有者に代わり管理者もしくは法人の情報を記載すること。
 - 3 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合については、「飼養衛生管理者の氏名」欄に「同上」と記載すること。この場合、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄の記載は要さない。
 - 4 衛生管理区域ごとに「飼養衛生管理者の氏名」欄、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄、「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄をそれぞれ記載すること。
その際、飼養衛生管理者が複数の場合は、本様式の1. 基本情報の該当欄に飼養衛生管理者を代表する者の情報を記載し、その他の飼養衛生管理者の情報については、別紙の1-2. その他の飼養衛生管理者の欄に記載すること。なお、飼養衛生管理者が1人の場合は別紙の提出は必要ない。

5 報告の期日等について

(1) 報告事項は、その年の2月1日時点のものとする。

(2) 報告書の提出期限は、

イ 牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし・馬の場合は、毎年4月15日

ロ 鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合は、毎年6月15日

6 家畜の飼養頭羽数については、その年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとする。

7 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月未満のものをいう。

(2) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上満24月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。

(3) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。

(4) 「肉用繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。

(5) 「子豚」とは、離乳した豚であつて月齢が満3月未満のものをいう。

(6) 「繁殖豚」において、「雄豚」及び「雌豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。

(7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上ものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。

8 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（ ）」の欄には、水牛、鹿、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数（羽数）を記入すること。

9 「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」については、飼養する家畜の種類に対応する様式（1）から（4）までの間から選択し、記載すること。また、「飼養衛生管理基準遵守状況の添付資料一覧」に掲げた資料を添付すること。ただし、家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者（※）は、「1. 基本情報のうち、畜舎等の数」及び「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」の報告並びに「添付書類」の提出は不要である。

10 報告いただいた家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に共有します。また、法令に基づき農林水産省から家畜の所有者に関する情報についての報告を求められた場合には、報告いただいた内容の全部又は一部を同省に提供することがあります。

11 報告いただいた内容のうち、家畜伝染病予防法施行規則第21の6で定める事項については、家畜伝染病予防法第12条の4の2の規定に基づき、都道府県から当該家畜の所在地を管轄する市町村へ通知いたします。

※ 家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者とは、次の各号に掲げる家畜の所有者について、それぞれ当該各号に定める頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 牛・水牛・馬の場合 1頭

(2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満

(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満

(4) だちょうの場合 10羽未満

「めん羊・山羊・鹿用」

市町村名	氏名

2. 家畜の種類及び飼養頭数等

(単位：頭)

その他の家畜	繁殖		その他 (肥育等)	主な品種名
	おす	めす		
めん羊				
山羊				
鹿				

注1：主な品種名欄には、最も多く飼養している品種名を記載すること。

家畜の出荷頭数

山羊	めん羊
頭	頭

※肉用と畜を目的とし、出荷したもの

畜舎数

畜舎数

※他の畜種と同一畜舎で飼養している場合は「畜舎数欄」に〇〇飼養と記載する

※ 選択肢があるものについては、あてはまるものに○を記してください。「その他」の項目がある場合には、() 内に具体的な内容を記入してください。

2 関係者以外を衛生管理区域に立ち入らせないようにする方法・衛生管理区域に立ち入った者が家畜に接触する機会を最小限とする措置の内容

衛生管理区域の区分方法： 柵 / ロープ / プランター / 白線 / 消石灰帯 / その他 ()
 立入制限の表示方法： 立て看板 / 工事用カラーコーンの設置 / その他 ()
 畜舎への立入制限方法： 畜舎出入口の戸締り / 立入者への付き添い / 畜舎出入口への看板 / その他 ()
 その他： ()

3 衛生管理区域出入口付近・畜舎に設置した消毒設備の種類

衛生管理区域出入り口： 消毒薬噴霧器 / 車両用消毒槽 / 消毒ゲート / 消毒マット / 消石灰帯 / 踏込み消毒槽 / その他 ()
 畜舎出入り口： 消毒薬噴霧器 / 消毒マット / 踏込み消毒槽 / 手指消毒スプレー / その他 ()

4 畜舎ごとの家畜の飼養密度 (畜舎ごとに記載)

(畜舎区分)	(畜舎の面積)	(飼養頭羽数)	(飼育密度)
_____	m ² (_____ × _____)	_____ 頭羽	= _____ m ² /頭羽
_____	m ² (_____ × _____)	_____ 頭羽	= _____ m ² /頭羽

5 家畜伝染病発生時における埋却用地の確保状況

① 埋却予定地の有無： 有 / 無

所在地： _____

② 埋却予定地が自己所有でない場合

所有者の氏名： _____

契約内容： 書面契約あり (契約書の写しを添付) / 承諾は得ているが契約はしていない

③ 埋却予定地の現在の利用状況・面積・農場からの距離

利用状況： 山林 / 原野 / 空地 / 採草地 / 放牧地 / 休耕田 / 畑 / その他 (_____)

面積： _____ m² 農場からの距離： _____ km

④ 近隣住民や関係者への説明・承諾状況：

説明し承諾を得ている / 説明しているが承諾は得ていない / 説明していない / その他 (_____)

⑤ 参考事項： _____

6 家畜伝染病発生時における焼却又は化製処理の準備措置： 有 / 無

① 施設の名称：		
	施設の所在地：	農場からの距離： km
② 処理施設の利用について、施設側への説明・承諾状況：		
説明し承諾を得ている / 説明しているが承諾は得ていない / 説明していない / その他 ()		
③ 近隣住民や関係者への説明・承諾状況：		
説明し承諾を得ている / 説明しているが承諾は得ていない / 説明していない / その他 ()		

7 埋却地・焼却または化製処理施設の確保ができていない場合、これらを確保するための取組状況

埋却地の購入を検討している / 埋却地としての利用を地権者に相談している / 候補用地を探している / 役場等関係者間で埋却予定地の確保について協議をしている / 焼却施設等を探している / その他 ()

8 農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアル

大規模所有者の場合（成牛200頭以上、育成牛、豚、いのしし、めん羊、山羊3,000頭以上、鶏・うずら10万羽以上、あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥1万羽以上）

1 担当獣医師について	
氏名：	
所属：	
2 特定症状を確認した場合に、家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し	

市町村名	氏名
	記載例

「牛・豚・いのしし・めん羊・山羊・鹿・鶏・鳥類用」

※：小規模所有者（豚、いのしし、めん羊、山羊、鹿：6頭未満、鶏、鳥類：100羽未満、だちょう：10羽未満）の飼養者は、当該様式の記載は不要です。

1 農場平面図

① 衛生管理区域及び出入口

これを明示すること

② 消毒設備の設置箇所

- ・同一敷地内に家畜の使用場所と住居が存在する場合は、衛生管理区域と生活区域の区分が分かるよう、住居等を含めて記載下さい。
- ・衛生管理区域及び衛生管理区域の出入り口が明確にわかるよう記載下さい。
- ・衛生管理区域の区分方法と位置（ロープ、プランター、白線等）を記載下さい。
- ・衛生管理区域・畜舎の出入り口付近に設置した消毒設備の内容と場所を記載下さい。
- ・人の出入りを制限するために講じた措置（立て看板、ロープ等）の位置、内容を記載下さい。
- ・畜舎の大きさを記載下さい（縦〇〇m×横〇〇m等）

裏面へ

2 関係者以外を衛生管理区域に立ち入らせないようにする方法・衛生管理区域に立ち入った者が家畜に接触する機会を最小限とする措置の内容

衛生管理区域への立入制限方法：衛生管理区域の区画（柵・ロープ・プランター・白線） / 立入制限の立て看板設置
衛生管理区域立入者への方法：立入者へのつきそい / 畜舎出入り口の看板設置 / 畜舎開放部へのネット・金網の設置 / 専用靴・作業着設置 / その他

3 衛生管理区域出入口付近・畜舎に設置した消毒設備の種類

衛生管理区域出入り口：消毒薬噴霧器（車両用） / 消毒槽（車両用） / 消毒ゲート / 消毒マット / 消石灰帯 / 踏み込み消毒槽
畜舎出入り口：消毒薬噴霧器（身体用） / 消毒マット / 踏み込み消毒槽 / 手指消毒スプレー / その他

4 畜舎毎の家畜の飼養密度

畜舎が複数ある場合は、畜舎ごとに記載してください。

5 家畜伝染病発生時における埋却用地の確保状況

① 埋却予定地の所在地：有・無（どちらかに○）

住所：

② 埋却予定地が自己所有でない場合

所有者の氏名：

契約内容（契約書の写し）：書面契約あり / 承諾は得ているが契約はしていない / 承諾を得ていない

③ 埋却予定地の面積・現在の利用状況・農場からの距離

利用状況：山林・原野・空地・採草畑・放牧地・休耕田・畑・等 ・ 面積： m^2 ・ 距離 m

④ 近隣住民や関係者への説明・承諾状況：説明し承諾を得ている / 説明しているが承諾は得ていない / 説明していない

⑤ 参考事項：

6 家畜伝染病発生時における処分方法を焼却または化製処理で検討：有・無（どちらかに○）

① 施設の名称：

住所： 農場からの距離： m

② 処理施設の利用について、施設側への説明・承諾状況：説明し承諾を得ている / 説明しているが承諾は得ていない / 説明していない

③ 近隣住民や関係者への説明・承諾状況：説明し承諾を得ている / 説明しているが承諾は得ていない / 説明していない

7 埋却地・焼却または化製処理施設の確保ができていない場合、これらを確保するための取組状況

埋却地の購入を検討している / 埋却地としての利用を地権者に相談している / 関係者間で共同し埋却予定地の確保を行う協議をしている / 候補用地を探している / 焼却施設等を探している / 農場・役場担当者と相談中である

8 農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアル

大規模所有者の場合（成牛200頭以上、育成牛、豚、いのしし、めん羊、山羊3,000頭以上、鶏・うずら10万羽以上、あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥1万羽以上）

1 担当獣医師について

氏名：

所属：

市町村名	氏名

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況 (1) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合

※記載方法

- ・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
- ・1から38までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「はい」、「いいえ」又は「該当しない」に丸を付けること。
- ・「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項に丸を付けること。
- ・「いいえ」と回答した項目については、記入欄に今後の改善方針を記載すること。

農場名：

I 家畜防疫に関する基本事項			家畜防疫員 チェック ボックス
1 家畜の所有者の責務			
①関係法令を遵守している。	はい	いいえ	
記入欄 内容を理解している関係法令： ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・牛海綿状脳症対策特別措置法 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・化製場等に関する法律			
②農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の畜産関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） 協力者：地域の他の家畜の所有者（飼養衛生管理者） 市町村 地域自衛防疫団体 その他（ ）			
③（所有者以外に飼養衛生管理者がある場合）飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。	該当しない	はい いいえ	
記入欄（はいの場合） 連絡体制：携帯電話 事務所電話 メール FAX その他（ ） 記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			

2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践			
①家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認している。	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
記入欄（はいの場合） 情報の把握方法：メール 広報誌 FAX ウェブサイト その他（ ）			
②家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
記入欄（はいの場合） 情報の把握方法：講習会（ ） ウェブサイト その他（ ）			
③家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
記入欄（はいの場合） 点検の頻度：年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他（ ）			
④農場の最新の防疫体制を確認できるよう、衛生管理区域及び消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えている。	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
※以下の資料を添付 農場の平面図（次のものを明示したもの） 1) 衛生管理区域及びその出入口 2) 消毒設備の設置箇所			
⑤家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	はい	いいえ	<input type="checkbox"/>
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底（令和4年2月1日施行）			
①必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。 ※飼養衛生管理マニュアルの写しを添付	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） マニュアルの作成に当たり意見を求めた者：家畜防疫員 担当の獣医師 その他（ ）			
②従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） 周知方法：冊子の配布 看板の設置 その他（ ）			
③家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者 に周知徹底している。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） 周知方法：飼養衛生管理マニュアル メール 電話 印刷物 口頭周知 その他（ ）			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
4 記録の作成及び保管			
以下に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。			
①衛生管理区域に立ち入った者（※1）の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（※2）及び消毒の実施の有無（車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。）	はい	いいえ	
不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は記録は不要である。※1 当該農場の従事者を除く。 ※2 所属等からその目的が明らかな場合を除く。			
②消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確実に記録させている。	はい	いいえ	
③（衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国した場合）過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無	該当しない	はい	いいえ
④（従事者が海外に渡航した場合）滞在期間及び国又は地域の名称	該当しない	はい	いいえ
⑤導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日	該当しない	はい	いいえ
⑥出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日	該当しない	はい	いいえ
⑦飼養する家畜の頭数、月齢、異状の有無、異状がある場合にあつては、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況	はい	いいえ	
⑧家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日	はい	いいえ	
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			

5 大規模所有者が講ずる措置【令和4年10月1日施行】			
①飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したとき、当該家畜の所有者及び飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底している。	該当しない	はい	いいえ
※以下の資料を添付 従業員が農林水産大臣の定める特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し			
記入欄（はいの場合） 周知方法：飼養衛生管理マニュアル 貼紙 その他（ ）			
②畜舎ごとに飼養衛生管理者を配置している。「同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜（牛にあつては月齢が満四月以上のものに限る。）の頭数の合計が二百頭（第二十一条の五第九号イ（1）又は（2）に掲げる牛、鹿、めん羊及び山羊にあつては、三千頭を超えないこと。）」	該当しない	はい	いいえ
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
6 獣医師等の健康管理指導			
●家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から飼養する家畜の健康管理について指導を受けている。		はい	いいえ
記入欄（はいの場合） 担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称： 指導（立入）頻度：年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他（ ）			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備			
●野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病に感染したことが確認されているなど、家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域において追加措置を講ずることとなる以下の取組について、その内容を習熟している。		はい	いいえ
14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置 21 安全な資材の利用			
記入欄（はいの場合） 習熟・周知方法：手引き その他（ ）			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
8 衛生管理区域の設定			
①農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。		はい	いいえ
記入欄（はいの場合） 衛生管理区域境界の明確化方法： 消石灰帯（幅 m） 柵 ロープ 三角コーン 垣根（プランター） その他（ ）			
②衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。		はい	いいえ
※畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。			
③出入口の数を必要最小限とし、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能な限り衛生管理区域の境界に位置するよう設定している。		はい	いいえ
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			

9 放牧制限の準備					
●放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講じている。		該当しない	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） 避難用設備の確保の準備（具体的な内容： _____） 出荷（事前協議： 済 ・ 調整中 ・ 未 ） _____ 他地域への移動（事前協議： 済 ・ 調整中 ・ 未 、移動場所： _____） 記入欄（今後の改善方針）					
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）					
10 埋却等の準備					
●死体の処理に必要な埋却地の確保をしている、又は焼却若しくは化製のための準備措置を講じている。			はい	いいえ	
※以下の（１）～（３）のいずれかの資料を添付 （１）埋却用地の確保の状況として以下の事項を記載した資料 ア 埋却用地の所在地 イ 埋却用地が自己の所有する土地でない場合は、 ・その所有者の氏名又は名称 ・当該土地の利用に関する契約の内容 ウ 埋却用地の面積・利用状況 エ 農場から埋却用地までの距離 オ 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無 カ オの説明に対する当該関係者の承諾の有無 キ その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となる事項 （２）焼却・化製のための準備措置を講じている場合は、以下の事項を記載した資料 ア 焼却施設・化製場の名称・所在地 イ 農場から焼却施設・化製場までの距離 ウ 焼却施設・化製場の近隣住民その他の関係者への焼却・化製の実施に関する説明の有無 エ ウの説明に対する当該関係者の承諾の有無 （３）埋却用地・焼却施設・化製場を確保していない場合は、これらを確保するための取組の状況を記載した資料					
記入欄（はいの場合） 措置の内容：埋却地の確保 焼却のための取組 化製のための取組					
記入欄（今後の改善方針）					
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）					
11 愛玩動物の飼育禁止					
●衛生管理区域に愛玩動物を持込んでいない。また、衛生管理区域内で愛玩動物を飼育していない。 ※観光牧場等において、飼育場所を限定している場合は除く。			はい	いいえ	
記入欄（今後の改善方針）					
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）					
12 密飼いの防止					
●家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。			はい	いいえ	
※以下の資料を添付 畜舎ごとの家畜の飼養密度（家畜の種類ごとに〇㎡／頭）を記載した資料					
記入欄（今後の改善方針）					
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）					

22 家畜を導入する際の健康観察等				
①他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性 疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等を行い、健康な家畜を導入して いる。	該当しない	はい	いいえ	
②導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを 確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにしている。	該当しない	はい	いいえ	
記入欄 (はいの場合) 隔離方法：隔離畜舎 隔離畜房 その他 ()				
記入欄 (今後の改善方針)				
家畜防疫員記入欄 (改善指導の内容、指導年月日)				
III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止				
23 畜舎に立ち入る者の手指消毒等				
●畜舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に手指の 洗浄及び消毒をさせている。		はい	いいえ	
記入欄 (はいの場合) 消毒設備：設置されたスプレー 畜舎専用の手袋の着用 その他 ()				
記入欄 (今後の改善方針)				
家畜防疫員記入欄 (改善指導の内容、指導年月日)				
24 畜舎の入口における靴の交換又は消毒				
①畜舎ごとの専用の靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これを着実に着用させている又は 靴の消毒をさせている。		はい	いいえ	
記入欄 (はいの場合) 従業員用：専用靴 ブーツカバー 踏込消毒槽 その他 () 来場者用：専用靴 ブーツカバー 踏込消毒槽 その他 ()				
記入欄 (今後の改善方針)				
家畜防疫員記入欄 (改善指導の内容、指導年月日)				
25 器具の定期的な清掃又は消毒等				
①飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。		はい	いいえ	
②注射針、人工授精用器具その他体液 (生乳を除く。) が付着する物品を使用する 際は、一頭ごとに交換又は消毒をしている。	該当しない	はい	いいえ	
記入欄 (今後の改善方針)				
家畜防疫員記入欄 (改善指導の内容、指導年月日)				
26 畜舎外での病原体による汚染防止				
●家畜の飼養管理に必要なでない物品を畜舎に持ち込んでいない。		はい	いいえ	
記入欄 (今後の改善方針)				
家畜防疫員記入欄 (改善指導の内容、指導年月日)				

27 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管

●家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。

該当しない はい いいえ

■死体の保管場所の対策

●死体の処理：化製処理 その他（ ）

●死体の保管

なし 屋内保管（隙間：なし あり（対策： ） コンテナ 蓋付容器
 ネット（網目： cm、破損なし あり（対策： ）
 ブルーシート その他（ ）

記入欄（今後の改善方針）

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

28 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

●畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。

はい いいえ

記入欄（今後の改善方針）

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

29 ねずみ及び害虫の駆除

●ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講じている。

はい いいえ

記入欄（はいの場合）

ねずみの駆除対策：殺鼠剤 粘着シート その他（ ）
 害虫の駆除対策：殺虫剤 粘着シート アブトラップ その他（ ）

記入欄（今後の改善方針）

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

30 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

①衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくしている。

はい いいえ

②病原体が残存しないよう不要な資材等の処分、除草等を行うとともに、資材、機材等を整理整頓し、敷地を定期的に消毒している。

はい いいえ

記入欄

雑草等の除草の頻度：年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他（ ）
 整理整頓されていない資材等の有無：あり なし

記入欄（今後の改善方針）

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

31 畜舎等施設の清掃及び消毒

●畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒している。

はい いいえ

記入欄（今後の改善方針）

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

32 毎日の健康観察				
●毎日、飼養する家畜の健康観察（出生及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。）を行っている。	はい	いいえ		
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				
IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止				
33 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等				
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	はい	いいえ		
記入欄（はいの場合）※項目15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等と同じ場合、記載不要 消毒設備：設置されたスプレー その他（ ）				
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				
34 衛生管理区域から退出する車両の消毒				
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し車両の消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、当該機器を使用し消毒している場合を除く。	該当しない	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合）※項目17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等と同じ場合、記載不要 設置状況：ゲート式車両消毒装置 プール式車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式噴霧器 消石灰帯（幅 m） その他（ ）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				
35 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等				
●家畜の排せつ物等の付着した又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。	該当しない	はい	いいえ	
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				
36 家畜の出荷又は移動時の健康観察				
①家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認している。	はい	いいえ		
②家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにしている。	はい	いいえ		
記入欄（はいの場合） 漏出防止方法（死体）：屋根付きトラック 蓋付き容器 ブルーシート その他（ ） 漏出防止方法（排せつ物）：蓋付き容器 ブルーシート その他（ ）				
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				

37 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			
①特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） 従業員がいる場合の周知方法：飼養衛生管理マニュアル 貼紙 口頭周知 その他（ ）			
②農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこととしている。	はい	いいえ	
③衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこととしている。	はい	いいえ	
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
38 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止			
①特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。	はい	いいえ	
②（獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導があった場合）当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこととしている。	はい	いいえ	
③（当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合）家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	はい	いいえ	
④（飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合）速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） 従業員がいる場合の周知方法：飼養衛生管理マニュアル 貼紙 口頭周知 その他（ ）			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			

※ 特定症状（口蹄疫を疑う症状）
 ①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は癬痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。
 ②同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
 ③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。
 ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風、水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

確認記録
○年月日：
○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ ）） 氏名：

確認記録
○年月日：
○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ ）） 氏名：